

高齢者用肺炎球菌ワクチン(20 価)予防接種 説明書 (必ずお読みください)

法律で決められた高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行います。この説明書をよく読んで、予防接種の必要性や副反応、その他接種に関する注意事項をよく理解し、十分に納得したうえで接種してください。意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた予防接種を行うことはできません。

《高齢者の肺炎球菌感染症とは》

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では、鼻やのどの奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。肺炎は日本人の死因の上位となっており、年齢が上がるごとに死亡のリスクが高まります。肺炎になる細菌には様々な種類がありますが、高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌です。

《肺炎球菌による肺炎球菌感染症の予防》

肺炎球菌感染症は、飛沫感染しますから、感染予防のためには、人込みは避けましょう。また、常日ごろから十分な栄養や休息をとることも大事です。外出時のマスクの着用や帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防とあわせておすすめします。

《高齢者用肺炎球菌ワクチン(20 価)接種の有効性》

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)」は、そのうちの 20 種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

(※) 侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

《予防接種を受けることができない人》

- (1) 明らかに発熱のある人 (一般的に、体温が 37.5℃以上の場合をいいます。)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- (3) ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態であると判断された人

※上の(1)～(3)に該当しなくても、医師が接種不適当と判断したときは接種できません。

《予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人》

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が出たことがある人
- (3) 今までにけいれんを起こしたことがある人
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (5) 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンの成分やジフテリアトキソイドに対して、アレルギーがあるおそれのある人
- (6) 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている人

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- (1) 予防接種後 30 分程度は安静にしてください。予防接種を受けた後は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (3) 接種当日はいつも通りの生活をしてもらいますが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

《高齢者用肺炎球菌ワクチン(20 価)接種の副反応》

ワクチンを接種後に疼痛・圧痛、筋肉痛、疲労、頭痛、関節痛、紅斑、腫脹などの副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

《副反応が起こった場合》

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。

そのほか、分からないことがあれば、お問い合わせください。

《予防接種による健康被害救済制度》

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき、健康被害の程度等に応じ、①医療費及び医療手当（入院を要すると認められる程度の医療に限る）、②障害年金、③遺族年金、④遺族一時金、⑤葬祭料の給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前に、あるいはあとに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。